

業務委託契約に関する 再委託ガイドライン

令和6年4月

大津市総務部契約検査課

目次

1	はじめに	・・・	2
2	対象となる業務	・・・	2
3	一括再委託の禁止	・・・	2
	(1) 一括再委託とは		
	(2) 一括再委託の禁止		
4	主要な部分と契約金額による判断	・・・	3
	(1) 仕様書などの設計図書等への明示による「主要な部分」の判断		
	(2) 契約金額による判断		
5	運用凡例（再委託の取扱い）	・・・	4
	(1) 再委託できない場合〔一括再委託に該当するもの〕		
	(2) 再委託できる場合〔一括再委託に該当しないもの〕		
	(3) 一括再委託の例外措置		
6	再委託の承諾・不承諾について	・・・	8
	(1) 承諾手続		
	(2) 再委託先として認められない相手		
7	無断再委託等の違反を行ったものに対する措置	・・・	9
8	シルバー人材センターとの委託契約に際しての留意事項について	・・・	9
		・・・	9
★	再委託に関するQ & A	・・・	10
★	参考資料		
	・ 再委託承諾申請書（様式例1）	・・・	11～13
	・ 履行体系図（様式例1別表例）		
	・ 再委託承諾書（様式例2）		

1 はじめに

再委託については、大津市契約規則第42条及び委託契約書様式において権利義務の譲渡等の禁止を明記しており、「業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし承諾を得たときは、この限りでない。」と定めている。

しかしながら、本市においては再委託の承諾における規定等が整備されていないことから各所管課の判断にて手続を行っており、受注者から提出された承諾依頼書に再委託の理由が明記されていなかったため、適正に再委託が行われていたのか確認するのが困難な事案もあった。

こうしたことから、本市が発注する委託業務において、再委託に係る手続の適正化を図るため、その基準と運用についてのガイドラインを定め明確化するものである。

なお、本ガイドラインは、令和6年度の契約案件から適用する。

2 対象となる業務

委託業務（委任又は請負とする役務の提供）

3 一括再委託の禁止

(1) 一括再委託とは

業務のうち、次に該当するものを第三者に委任し、又は請け負わせることをいう。

- ① 委託業務に係る履行の全部
- ② 委託業務に係る主要な部分（発注者が仕様書等で主要な部分に指定した業務）
- ③ 契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分

※ただし、契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分であっても、再委託する業務の実施を受注者自らが直接「指揮、監督」することで、業務の実態に直接関与する場合を除く。〔5 運用凡例（2）②③参照〕

「指揮、監督」とは・・・再委託の受注者（第三者）に対して、必要な指示、承諾、協議又は打合せ等の事務を処理することや、再委託業務の実施過程において、仕様書等に適合しない場合に修補を指示して適正な成果品にさせること等をいう。

(2) 一括再委託の禁止

一括再委託（上記①～③）は、原則禁止とする。

4 主要な部分と契約金額による判断

主要な部分又は契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務の再委託は「一括再委託」に該当するため再委託できないことを踏まえて、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 仕様書などの設計図書等への明示による「主要な部分」の判断

業務の履行にあたっては、受注者が自ら履行しなければならないものについては、仕様書等に「主要な部分」として、原則明示すること。

主要な部分として明示（指定）された業務は再委託できない。

【業務の分類の考え方】

① 主要な部分（再委託できないもの）

- i 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
 - ii 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務
- ※「主要な部分」の例・・・業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等

② 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）

- i 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務
- ii 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

③ 軽微な業務（承諾を要せずに再委託できるもの）

- ※「軽微な業務」の例・・・コピーや資料の収集・整理、単純な集計、原稿の入力、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入等

※ポイント※

下記3つの業務分類に区分した上で、仕様書等において主要な部分（再委託できないもの）をあらかじめ明記しておくこと。

- ① 受注者として自らが行うべき業務（主要な部分）
- ② 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を要する業務）
- ③ 容易に遂行できる軽微な業務（承諾を要しない業務）

(2) 契約金額による判断

仕様書等に主要な部分の明示ができない場合でも、契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務（一部の場合を除く）の再委託は一括再委託に該当するものとする。

※ポイント※

再委託が想定される場合は、契約締結後、速やかに受注者から見積内訳書を徴取することが必要である。

5 運用凡例（再委託の取扱い）

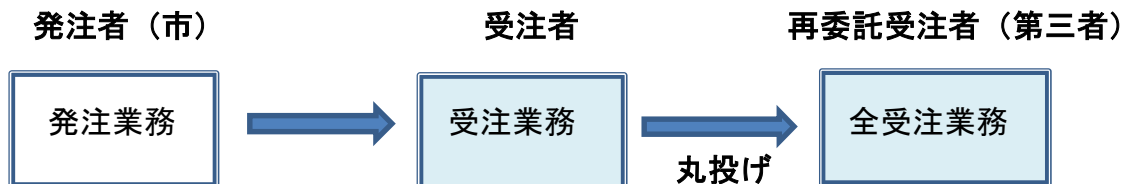
再委託の運用にあたっては、委託業務はその形態や内容が多岐にわたり、さらには業務における分業化や専門化等が進んでいる状況があることから、次の判断例を参考とすること。

(1) 再委託できない場合〔一括再委託に該当するもの〕

① 受注者が全ての業務又は主要な部分を再委託するとき

（この場合、再委託の受注者に対して受注者自らが直接、指揮、監督する場合でも再委託できない。）

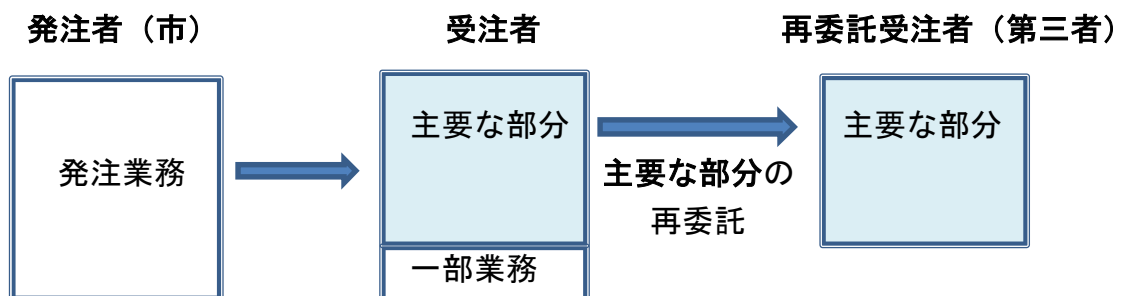
i 受注業務の全てを一括再委託（いわゆる「丸投げ」）する場合



ii 受注業務の一部は自らが実施するが、主要な部分を再委託する場合

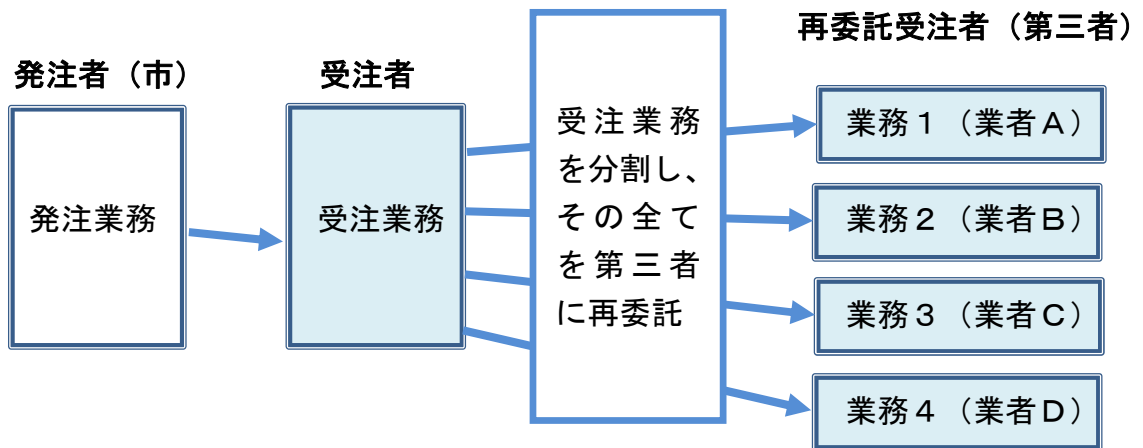
（契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務を再委託する場合も含む。）

【例】受注者が、自らの営業種目である「建物清掃」として主要な業務である施設清掃委託を請け負ったにも関わらず、同じ「建物清掃」を営業種目とする第三者に再委託する場合



② 全ての業務を分割して複数の業者に再委託するとき

【例】仕様書において「主要な部分」を明示しなかった場合について、業務を細分化して複数の者に全て再委託し、自らは契約の履行場所に常駐していないため、実際に直接指揮、監督を実施していると認められないとき

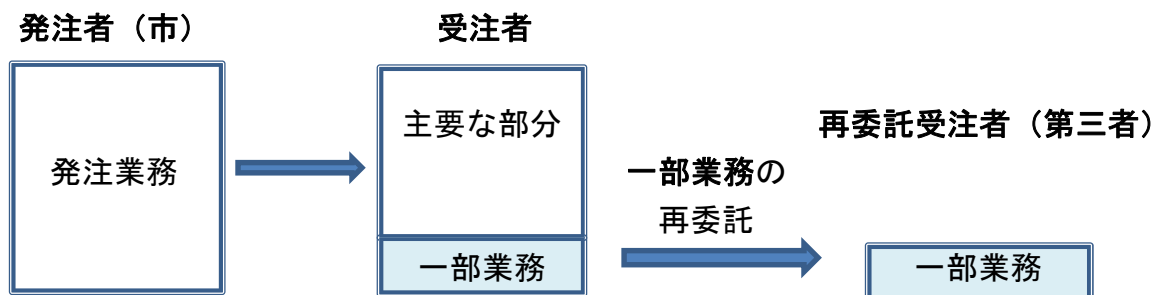


※ポイント※

主要な部分を受注者自らが行う場合でも、再委託する複数業務の合計金額が契約金額の概ね2分の1以上を超える業務については一括再委託に該当することから、再委託できない。（一部の場合を除く）

(2) 再委託できる場合〔一括再委託に該当しないもの〕

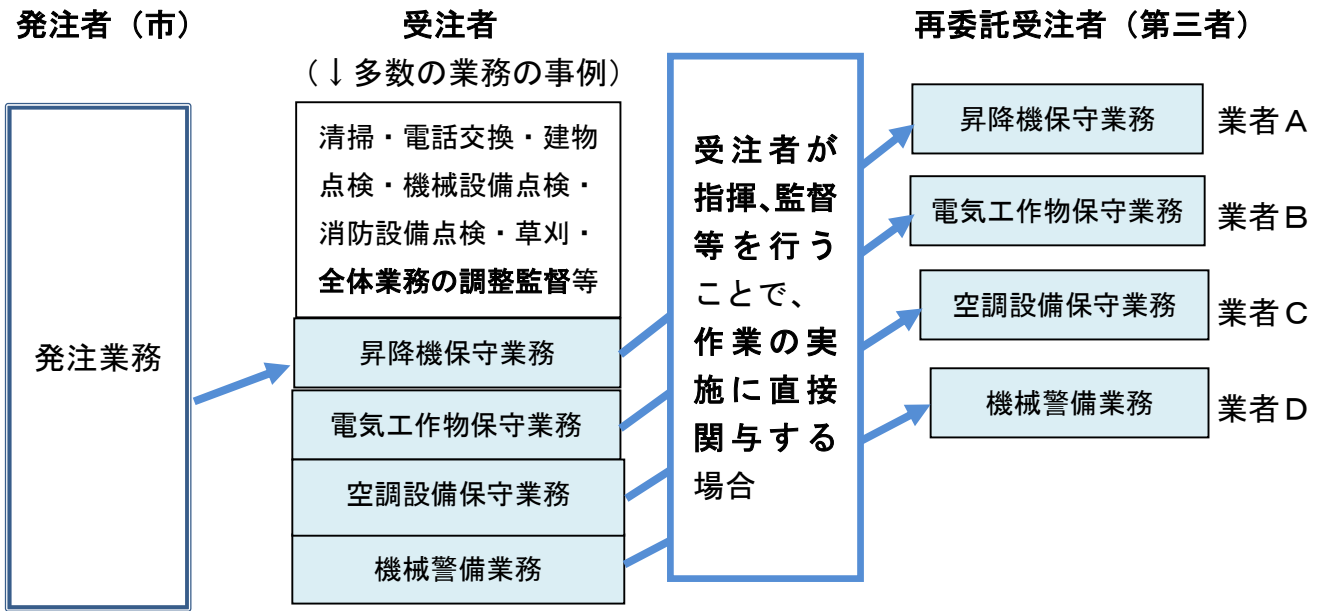
- ① 受注業務の大部分又は主要な部分は自ら実施し、業務の一部を再委託するとき



- ② 多数の業種を含む業務を一括した複合業務として受注した場合、受注者自らでは実施できない業務について、複数の業者に再委託するが、自らが直接の指揮、監督等を行い、作業の実施に直接関与するとき

【例】発注者側の都合により複数業務を一括発注するケースで、業務の内容が多岐にわたるため、契約内容全てを一者単独で履行できる業者が無い場合
 ※ 施設の総合管理など業務内容が多岐にわたることから、契約内容の全てを一者単独で履行できる者がほとんどいないために業務を分割し、受注者自ら一部の業務を実施するが、自らでは実施できない業務を第三者へ再委託しなければ契約が履行できない場合がこれに該当する。

【複合業務を一括発注するケース】

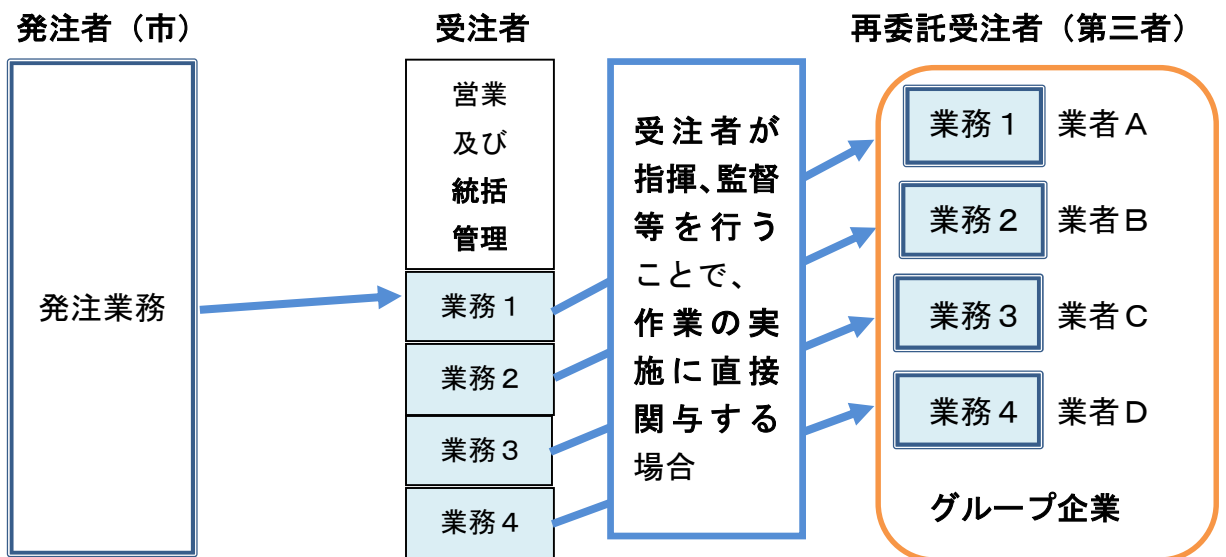


- ③ 業務を細分化して複数の業者に再委託するが、再委託の相手方それぞれの業務実施について、受注者自らが直接の指揮、監督等を行うことで、作業の実施に直接関与するとき

【例】グループ企業の間で営業と役務提供を分業している場合などが該当する。

グループ企業への部分委託や専門化による分業委託化が拡大している現在、その広がりにはコンピュータシステムの開発・改修、機械・設備の維持管理、印刷と製本、設計業務における建物設計と構造計算等に見受けられる。

具体例として、機械や電算システム等の開発・保守管理等では、機械やシステム等の製造・開発メーカー等で会社の各部門の営業を行う会社と役務サービスの提供を行う会社に分社化、グループ化している場合がある。



※ポイント※

契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務を再委託できる場合は、複合業務等の理由があるため業務を細分化して複数の者に再委託するにあたり、受注者自らが主要な部分を実施するとともに、再委託それぞれの業務の実施現場において再委託受注者に対して受注者自らが直接に指揮、監督を実施する場合に限るものである。

なお、再委託の承諾にあたっては、必ず指揮、監督等の実態を確認すること。

(3) 一括再委託の例外措置

災害等による特別の事情により再委託をしないと市民生活等に影響がある場合など、本市がやむを得ない事由があると認める場合は再委託することができる。

【例】災害等緊急の事情により受注者自ら履行することが困難となったため、再委託しないと市民生活等に影響が生じる場合

6 再委託の承諾・不承諾について

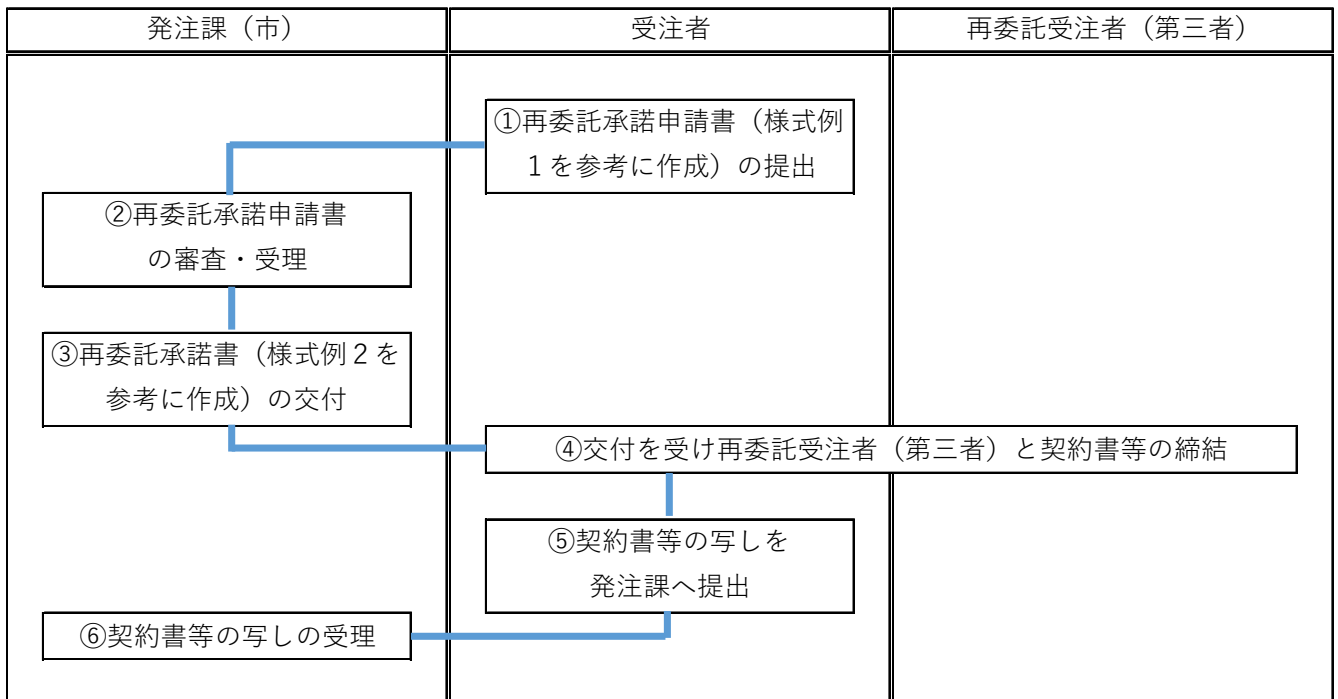
(1) 承諾手続

再委託承諾申請書及び再委託承諾書については様式を定めていない。

各課において、別添の様式例（様式例 1、様式例 1 別表例、様式例 2）を参考に独自に作成することとし、受注者は、再委託しようとするときは、「再委託承諾申請書（様式例 1 を参考に作成）」に必要事項を記載し、事前に発注課に提出するものとする。

発注課は、申請内容を審査し、再委託が妥当と判断された場合には、市長名をもって受注者に「再委託承諾書（様式例 2 を参考に作成）」を交付するものとする。

【手続のフロー】



(2) 再委託先として認められない相手

下記に該当する場合、履行内容や金額にかかわらず、再委託先として認められない。

① 再委託受注者（第三者）が指名停止措置を受けている場合

受注者は、大津市建設工事等指名停止基準及び大津市物品供給等指名停止基準の規定により指名停止期間中にある第三者に再委託することはできない。

ただし、災害等による特別の事情により再委託をしないと市民生活等に影響がある場合や、著作権等の知的財産権を有する場合など履行可能な第三者が限定される場合は、大津市建設工事等指名停止基準第 11 条ただし書及び大津市物品供給等指名停止基準第 10 条ただし書を準用し、再委託を可能とする。

② 再委託受注者（第三者）が暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合

次のアからカまでのいずれかに該当する第三者に再委託することはできない。

- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 無断再委託等の違反を行ったものに対する措置

受注者が発注者の承諾を得ず無断で再委託を行った場合は、契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、指名停止の措置要件に該当することがある。

※ 履行完了後に不適切な再委託が判明した場合も同様とする。

8 シルバー人材センターとの委託契約に際しての留意事項について

シルバー人材センターとの間で役務の提供を受ける契約を締結する場合は、その業務をシルバー人材センターの会員が再委託を受けて担うことが想定されていることを踏まえ、職員ポータルライブラリに登録している総務課所管の委託契約書に係る留意事項を確認の上、適切に対応すること。

★再委託に関するQ & A

【印刷製本業務や物品調達の際の搬送】

Q 1 : 複写機などのリース機器をメーカーから直接市に納品する場合は、再委託の承諾が必要か？

A 1 : リース契約は、リース会社（受注者）が複写機製造メーカーから新品を資産として購入し、その製品を市に賃貸借するものである。リース契約には納品、設置及び機器設定が含まれており、メーカー指定の技術者が同行するのが一般的であるため、承諾は必要無いものである。

【事務のアウトソーシング等の業務委託】

Q 2 : 事務のアウトソーシング等の業務委託で、実際に業務に従事する者が、全て派遣社員である場合、当該業務は再委託に該当するのか？

A 2 : 派遣社員が受注者に派遣されたものである場合は、当該派遣社員への指揮、監督の権限は受注者が有していることになるため、履行の義務が第三者に委託されたわけではないことから、再委託には該当しない。

【指揮、監督、検査等の監理業務を派遣社員が行うこととした場合】

Q 3 : 第三者に再委託した業務の監理等を自社の正社員ではなく派遣会社の派遣社員に任せる予定であるが、監理業務に直接関与しているとみなせるのか？

A 3 : 監理等に当たる者については、必ずしも正社員である必要はなく、受注者と人材派遣業者との派遣契約に基づく派遣社員であっても差し支えない。直接的に受注者が関与していると認められるかが問われることとなる。

★参考資料

再委託承諾申請書等

- (1) 再委託承諾申請書〈様式例1〉
- (2) 履行体系図〈様式例1別表例〉
- (3) 再委託承諾書〈様式例2〉

〈様式例 1〉

年 月 日

大津市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(提出責任者氏名

電話番号

)

再委託承諾申請書

年 月 日付で() 契約を締結した下記業務について、業務の一部を下記のとおり再委託したいので承諾願います。

記

- 1 業務名称
- 2 業務場所
- 3 再委託の業務内容
- 4 再委託の相手方
 - (1) 住所又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者職・氏名
- 5 再委託における業務の担当責任者
- 6 再委託する業務の契約金額
- 7 再委託の必要性及び再委託予定者を選定した理由
- 8 添付書類(見積書等の業務内容及び再委託予定金額、同種業務の実績を示す書類等)

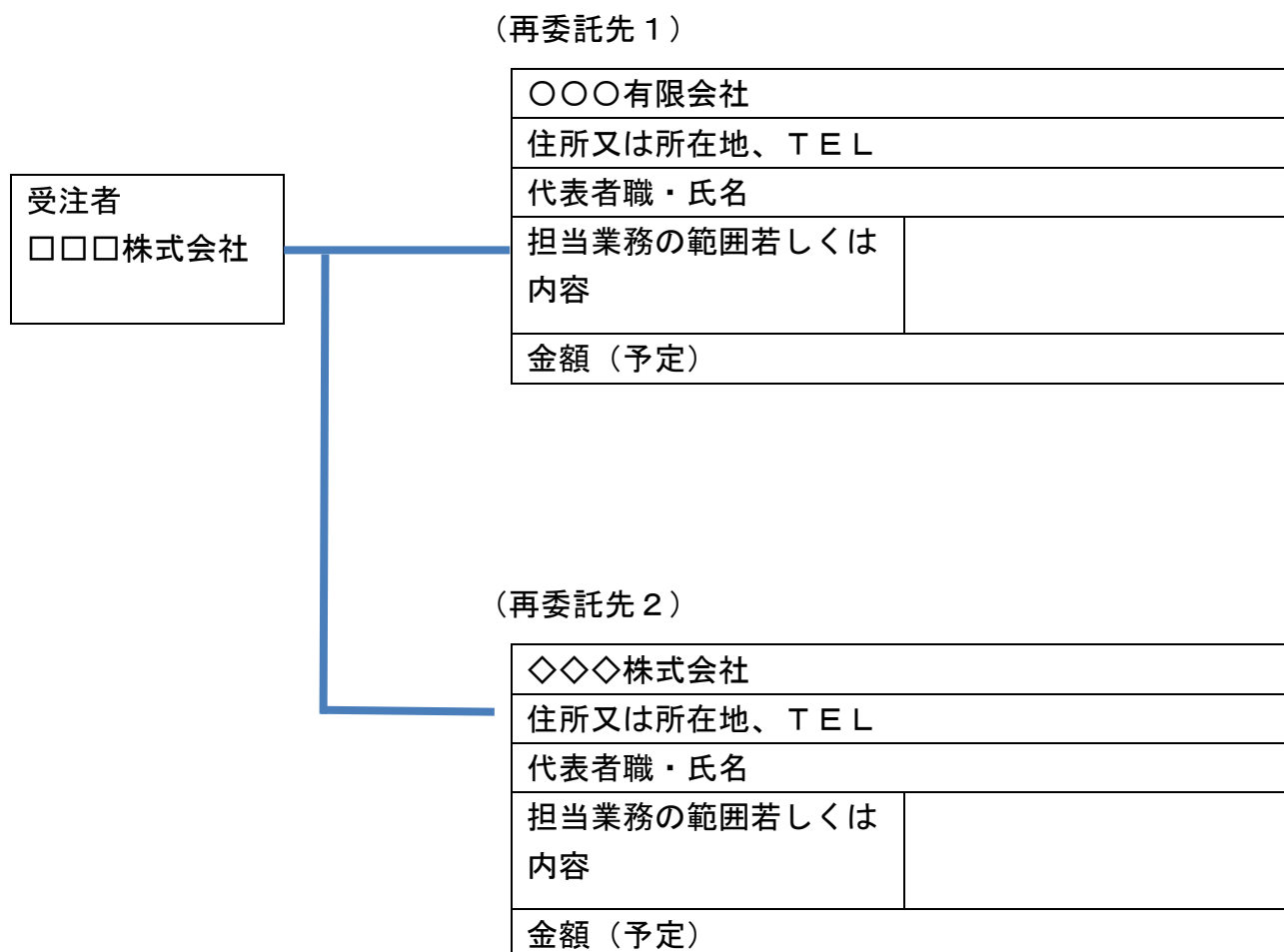
※必要に応じて実績等が分かる書類を提出してください。また、再委託先との契約書等は承諾後に提出してください。

※複数の者に再委託する場合は、それぞれの役割及び体制が分かる書類を作成の上、提出してください。

※承諾を得て再委託となった者が、さらに第三者に委託(再々委託)する場合も、同様に本ガイドラインが適用されます。

〈様式例 1 別表例〉

履行体系図



- ※ 「再委託承諾申請書」の添付資料として提出を行うこと。
- ※ 仕様書等で指定した軽微な部分の再委託の相手方の記載は対象外とする。
- ※ 金額については、「再委託承諾申請書」に記入した金額 (予定) を記載すること。

〈様式例2〉

大〇〇第 号
年 月 日

(受注者) 様

大津市長

再委託承諾書

年 月 日付けで申請のあった再委託については、下記の条件を付して承諾します。

記

1 業務名称

2 業務場所

3 再委託の業務内容

4 再委託の相手方

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者職・氏名

5 再委託の承諾の条件

- (1) 受注者は、承諾を得て再委託の相手方となった者（以下「再委託相手方」という。）がさらに第三者に委託する場合であってもその業務を一括して委任又は請け負わせることはできない。
- (2) 受注者は、再委託相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果についての責任を負うこと。
- (3) 受注者は再委託相手方の業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。
- (4) 契約内容のうち、再委託相手方による業務の履行に係る部分について不適合があったときは、受注者がその不適合の責任を負い、誠実に業務を補正し履行すること。
- (5) 再委託にあっては、受注者は再委託相手方に対する対価の支払い等について、適正な取り扱いを行うこと。
- (6) 再委託相手方が、この承諾の条件に違反した場合には、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、本市はその一切の賠償の責を負わない。